

週刊WEB

企業 経営

MAGA
ZINE

Vol.909 2025.2.18

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター
2025年2月7日号

金価格は史上最高値を更新、
まだ上昇余地はあるか？

経済・金融フラッシュ
2025年2月10日号

米雇用統計(25年1月)

~非農業部門雇用者数は前月比
+14.3万人と市場予想(+17.5万人)
を下回る一方、失業率は低下

経営TOPICS

統計調査資料
景気動向指数
(令和6年12月分速報)

経営情報レポート

国際情勢をにらみ、持続的な成長を展望する
2025年の日本経済予測

経営データベース

ジャンル:相続・事業承継対策 > サブジャンル:民法特例の活用
遺留分に関する民法特例制度
事業継承の付随合意について

発行:税理士法人KJグループ

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

金価格は史上最高値を更新、まだ上昇余地はあるか？

本レポートの文書（画像情報等含む）に関する著作権は、すべてニッセイ基礎研究所に帰属し、無断転載を禁じます。

- 1** NY金先物物価は1月から上昇基調となり、直近では今月5日に過去最高値を更新した。

昨年秋から今年年初までは「先行き不透明感の高まり」、「インフレ懸念の高まり」という上昇圧力と、「米金利上昇」、「ドル高」という下落圧力が交錯して方向感を欠いていた。

しかし、1月に入ると、トランプ政権が発足し、関税引き上げなど大胆な政策の実現に動き出したことを受けて先行きの不透明感が一段と増し、安全資産としての金需要がさらに高まったことが最高値更新の原動力になったと考えられる。

金の内外先物価格



(注) 中心限月ベース (資料) Bloomberg

- 2** また、円建てである国内金先物価格も上昇基調を辿っており、今月5日に過去最高値を更新した。

円相場が一旦円安ドル高に振れたうえ、NY金先物が上昇したことが追い風となった。より長い期間で見た場合、国内金の上昇は鮮明になる。

2024年年初以降、国内金は49.8%も上昇しており、日米株価の上昇率を大きく上回る。

つまり、インフレ状態が続くなかで、国内金先物はそのインフレヘッジ機能を充分に発揮してきたと言える。

- 3** NY金先物は今後も上昇基調を迎ると見ている。トランプ政権の動向やその影響を巡って先行き不透明感が強い状況が続くことで安全資産としての金需要が続くうえ、関税引き上げの影響等によって米国でインフレ懸念が高まると見込まれるためだ。

トランプ政権が各国に対して強硬姿勢を取ることで、外貨準備内のドル凍結リスクを危惧した各国中央銀行によるドルから金へのシフトも継続するだろう。

1トロイオンス3000ドルの節目突破も時間の問題と見られ、年末には3000ドル強で着地すると予想している。

- 4** 国内金先物については、日銀の利上げに伴う円高ドル安が圧迫材料となると見込まれるが、既述のNY金上昇の影響を打ち消すほど円高は進まないと見ている。

今年年末時点の国内金価格は現状よりやや高い1グラム14000円台後半と予想している。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」よりご確認ください。

米雇用統計(25年1月) ~非農業部門雇用者数は前月比+14.3万人と市場 予想(+17.5万人)を下回る一方、失業率は低下

本レポートの文書（画像情報等含む）に関する著作権は、すべてニッセイ基礎研究所に帰属し、無断転載を禁じます。

1 結果の概要：雇用者数は市場予想を下回った一方、失業率は横這い予想に反して低下

2月7日、米国労働統計局（BLS）は1月の雇用統計を発表した。

非農業部門雇用者数は、前月対比で+14.3万人の増加^(注1)（前月改定値：+30.7万人）と+25.6万人から大幅に上方修正された前月を大幅に下回ったほか、市場予想の+17.5万人（Bloomberg集計の中央値、以下同様）も下回った。

(注1)季節調整済の数値。以下、特に断りがない限り、季節調整済の数値を記載している。

2 結果の評価：1月の雇用増加ペースは鈍化も労働市場の堅調を確認

1月の非農業部門雇用者数（前月比）は前月から大幅に低下したものの、過去2カ月分が合計+10.0万人の大幅な上方修正となった結果、過去3カ月の月間平均増加ペースは+23.7万人と24年6-8月期の+8.2万人を底に大幅に増加したほか、23年3月以来の水準となっており、足元で雇用増加ペースが再加速していることが示された。

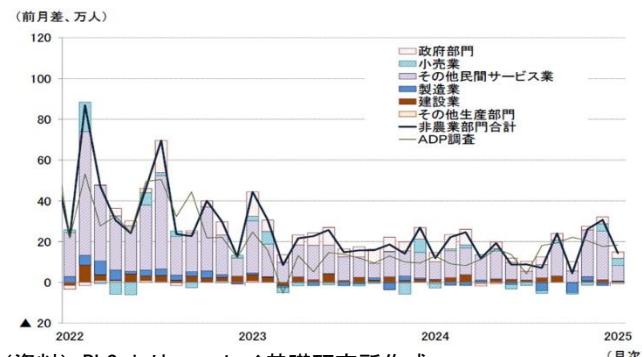
3 事業所調査の詳細：広範なサービス業種で雇用の伸びは鈍化

事業所調査のうち、民間サービス部門は前月比+11.1万人（前月：+27.5万人）と前月から雇用の伸びが大幅に鈍化した。

民間サービス部門の中では、小売業が前月比+3.4万人（前月：+3.6万人）と概ね前月並みの伸びを維持したほか、医療・

社会扶助サービスが+6.6万人（前月：+8.1万人）と前月から伸びは鈍化したものの、堅調な雇用増加を維持した。一方、運輸・倉庫が+0.1万人（前月：+2.2万人）と前月から伸びが鈍化したほか、専門・ビジネスサービスが▲1.1万人（前月：+3.1万人）、娯楽・宿泊業が▲0.3万人（前月：+4.9万人）とマイナスに転じた。

非農業部門雇用者数の増減(業種別)



(資料) BLS よりニッセイ基礎研究所作成

4 家計調査の詳細：

労働参加率は上昇、失業率は低下

家計調査のうち、1月の労働力人口は前月対比で+9.1万人（前月：+24.3万人）と前月から伸びが鈍化した^(注2)。内訳を見ると、失業者数が▲14.2万人（前月：▲23.5万人）と前月からマイナス幅が縮小したものの、就業者数が+23.4万人（前月：+47.8万人）と前月から伸びが鈍化して、労働力人口全体を押し下げた。

(注2) 2025年から人口推計を変更しているため、2024年と断層が生じている。ここで記載している労働力人口、就業者数、失業者数、非労働力人口はこの断層を調整した後のもの。

経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

景気動向指数 (令和6(2024)年12月分速報)

内閣府経済社会総合研究所 2025年2月7日公表

結果の概要

—景気動向指数(一致指数)は、下げ止まりを示している—
(基調判断据置き)

- 生産、雇用等の10指標を合成することにより作成している景気動向指数(一致指数、速報値)は、12月は前月と比較して1.4ポイント上昇し、2か月ぶりの上昇となった。
- この要因として「輸出数量指数」や「投資財出荷指数(除輸送機械)」等がプラスに寄与したことが挙げられる。
- これを機械的な基準に当てはめた結果、今月の判断は、前月と同じ「下げ止まり」となった。

1 12月のCI(速報値・令和2(2020)年=100)は、先行指数:108.9、一致指数:116.8、遅行指数:107.7となった(注)。

先行指数は、前月と比較して1.1ポイント上昇し、2か月ぶりの上昇となった。
3か月後方移動平均は0.04ポイント下降し、2か月ぶりの下降となった。7か月後方移動平均は0.30ポイント下降し、7か月連続の下降となった。

一致指数は、前月と比較して1.4ポイント上昇し、2か月ぶりの上昇となった。
3か月後方移動平均は0.93ポイント上昇し、4か月連続の上昇となった。7か月後方移動平均は0.06ポイント下降し、6か月ぶりの下降となった。

遅行指数は、前月と比較して0.4ポイント下降し、3か月ぶりの下降となった。
3か月後方移動平均は0.33ポイント上昇し、3か月連続の上昇となった。7か月後方移動平均は0.04ポイント下降し、8か月ぶりの下降となった。

2 一致指数の基調判断

景気動向指数(CI一致指数)は、下げ止まりを示している。

(注) 公表日の3営業日前(令和7(2025)年2月4日(火))までに公表された値を用いて算出した。

以下の理由により、CIは全期間遡及改訂されている。

- 「L4実質機械受注(製造業)」は、実質化に用いる国内品資本財物価指数の遡及改訂に伴い、令和6(2024)年9月分以降が遡及改訂された。
- 「L11中小企業売上げ見通しDI」は、季節調整替えに伴い、遡及改訂された。

3 景気動向指標(一致指標)個別系列の推移

| | 単位 | 2024/9 | 10 | 11 | 12 | |
|--------------------------|----------------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|---------|
| C I 一致指標 (前月差) | 2020年 =100 (点) | 114.0 (0.7) | 116.8 (2.8) | 115.4 (▲1.4) | 116.8 (1.4) | |
| (3か月後方移動平均(前月差)) | (点) | (0.07) | (0.13) | (0.70) | (0.93) | |
| (7か月後方移動平均(前月差)) | (点) | (0.24) | (0.36) | (0.01) | (▲0.06) | [寄与度] |
| C1 生産指標(鉱工業) | 2020年 =100 | 101.3 | 104.1 | 101.8 | 102.1 | [0.05] |
| C2 鉱工業用生産財出荷指標 | 2020年 =100 | 100.7 | 99.8 | 98.6 | 99.1 | [0.09] |
| C3 耐久消費財出荷指標 | 2020年 =100 | 103.1 | 107.7 | 103.5 | 102.8 | [▲0.06] |
| C4 労働投入量指標 (調査産業計) | 2020年 =100 | 101.1 | 105.1 | 104.9 | - | [0.00] |
| C5 投資財出荷指標 (除輸送機械) | 2020年 =100 | 98.1 | 106.9 | 103.9 | 106.4 | [0.31] |
| C6 商業販売額(小売業) (前年同月比) | % | 0.7 | 1.3 | 2.8 | 3.7 | [0.12] |
| C7 商業販売額(卸売業) (前年同月比) | % | 1.0 | 5.4 | 4.0 | 3.5 | [▲0.05] |
| C8 営業利益(全産業) | 億円 | 206,160 | - | - | - | [0.08] |
| C9 有効求人倍率(除学卒) | 倍 | 1.24 | 1.25 | 1.25 | 1.25 | [0.05] |
| C10 輸出数量指標 | 2020年 =100 | 105.1 | 103.4 | 100.5 | 109.2 | [0.74] |

※寄与度は、一致指標の前月差に対する個別系列の寄与度を示す。

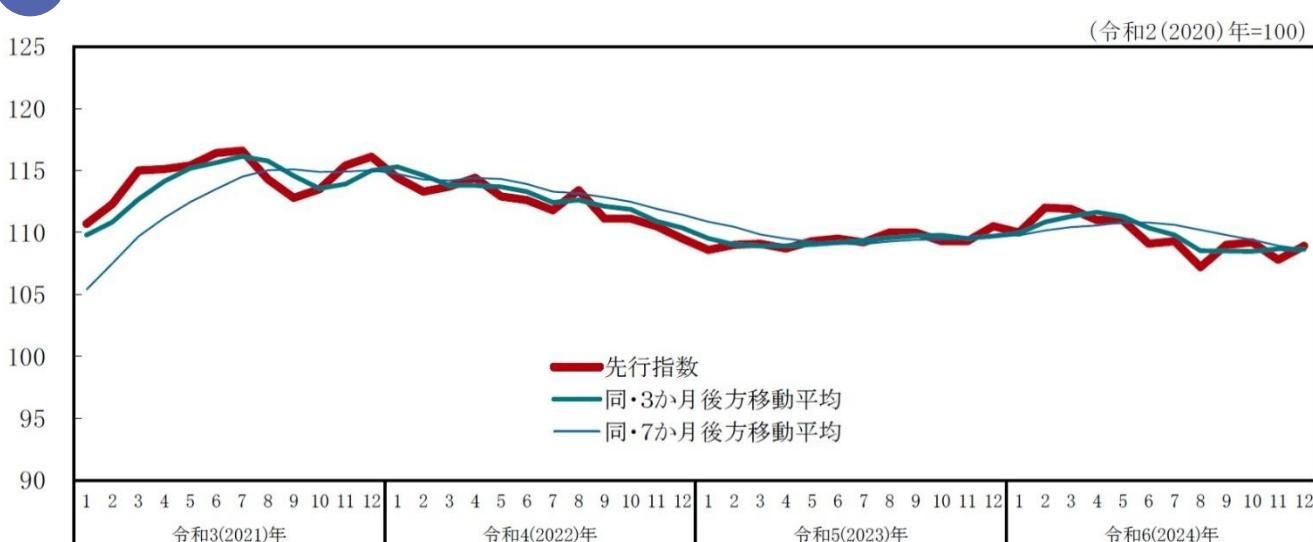
当該系列の寄与度がプラスは[]、当該系列の寄与度がマイナスは[]

●「C4 労働投入量指標(調査産業計)」「C8 営業利益(全産業)」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。なお、各個別系列のウェイトは均等である。

資料

1 CI先行指標の動向

1 先行指標の推移



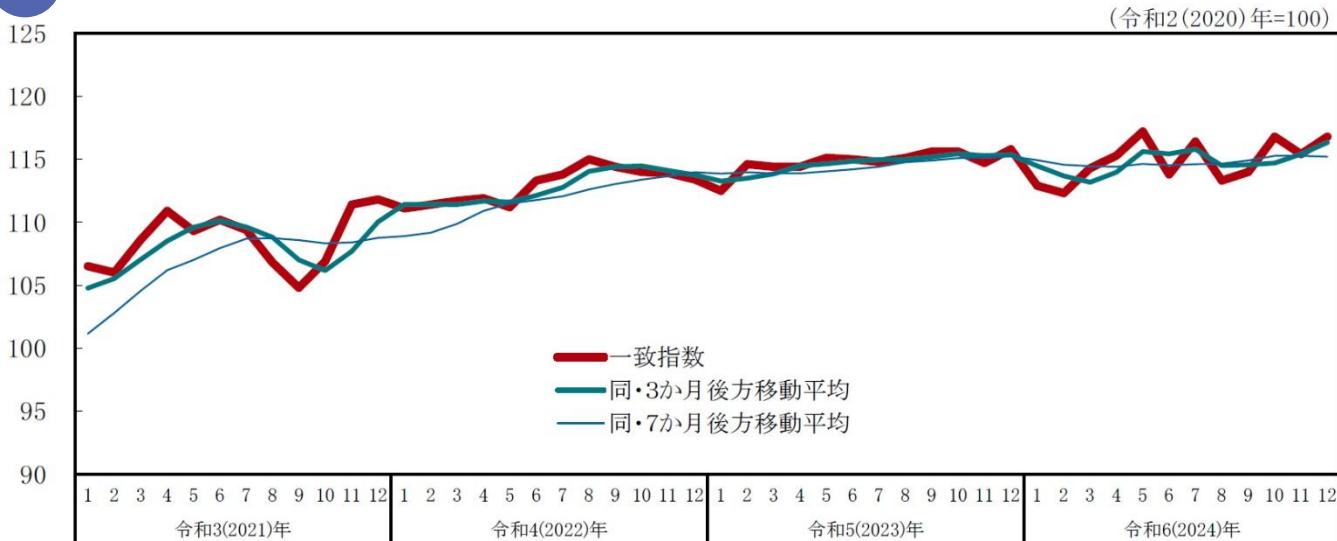
2 先行指標採用系列の寄与度

| | | 令和6(2024)年 | | | | | |
|-----------------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| C I 先行指標 | 前月差(ポイント) | 109.3 0.2 | 107.2 -2.1 | 109.0 1.8 | 109.2 0.2 | 107.8 -1.4 | 108.9 1.1 |
| L1 最終需要財在庫率指標 | 前月差 寄与度(逆サイクル) | -1.8 0.26 | 3.4 -0.40 | -4.3 0.58 | -4.3 0.63 | 3.6 -0.48 | -2.0 0.34 |
| L2 鉱工業用生産財在庫率指標 | 前月差 寄与度(逆サイクル) | -5.2 0.66 | 7.8 -0.75 | -5.6 0.70 | 2.1 -0.37 | 2.7 -0.48 | -0.2 0.07 |
| L3 新規求人人数(除学卒) | 前月比伸び率(%) 寄与度 | -1.3 -0.19 | 1.9 0.20 | 0.6 0.04 | -1.5 -0.23 | -0.6 -0.12 | 2.2 0.29 |
| L4 実質機械受注(製造業) | 前月比伸び率(%) 寄与度 | -6.2 -0.20 | -2.8 -0.08 | 0.1 0.01 | 12.0 0.41 | 6.2 0.21 | |
| L5 新設住宅着工床面積 | 前月比伸び率(%) 寄与度 | 0.4 0.06 | -0.3 0.01 | 4.0 0.27 | -0.3 0.01 | -1.6 -0.08 | 0.5 0.07 |
| L6 消費者態度指数 | 前月差 寄与度 | 0.3 0.08 | 0.0 -0.03 | 0.2 0.03 | -0.7 -0.31 | 0.2 0.05 | -0.2 -0.11 |
| L7 日経商品指数(42種総合) | 前月比伸び率(%) 寄与度 | -2.1 -0.56 | -0.2 -0.18 | 0.5 -0.04 | 0.2 -0.11 | -0.6 -0.27 | 0.7 0.02 |
| L8 マネーストック(M2)(前年同月比) | 前月差 寄与度 | 0.0 0.02 | -0.2 -0.14 | -0.1 -0.05 | 0.0 0.03 | 0.0 0.03 | 0.1 0.13 |
| L9 東証株価指数 | 前月比伸び率(%) 寄与度 | 3.1 0.13 | -8.7 -0.59 | 1.2 0.03 | 2.1 0.08 | 0.7 -0.00 | 1.5 0.05 |
| L10 投資環境指数(製造業) | 前月差 寄与度 | -0.07 -0.09 | 0.10 0.10 | -0.04 -0.06 | | | |
| L11 中小企業売上げ見通しDI | 前月差 寄与度 | -1.2 -0.09 | -2.7 -0.18 | 4.9 0.27 | -0.1 -0.04 | -5.1 -0.37 | 1.9 0.11 |
| 一致指標トレンド成分 | 寄与度 | | 0.04 | -0.01 | -0.03 | 0.12 | 0.09 |
| 3か月後方移動平均 | 前月差(ポイント) | 109.8 -0.57 | 108.5 -1.27 | 108.5 -0.03 | 108.5 -0.03 | 108.7 0.20 | 108.6 -0.04 |
| 7か月後方移動平均 | 前月差(ポイント) | 110.6 -0.18 | 110.2 -0.40 | 109.8 -0.42 | 109.4 -0.39 | 108.9 -0.46 | 108.6 -0.30 |

(注) 逆サイクルとは、指標の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指標」及び「L2 鉱工業用生産財在庫率指標」は逆サイクルとなっており、したがって、指標の前月差がプラスになれば、C I 先行指標に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 CI一致指標の動向

1 一致指標の推移



景気動向指標（令和6年12月分速報）の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営TOPICS」よりご確認ください。



国際情勢をにらみ、持続的な成長を展望する

2025年の 日本経済予測

1. 2024年 日本経済の総括
2. 2025年 日本経済の見通し
3. 業界別の見通し
4. 日本経済を取り巻く海外経済の動向
5. 2025年に注目したい経済キーワード



■参考資料

日経ビジネス:『2025年徹底予測』 週刊ダイヤモンド:『総予測2025』 内閣府:月例経済報告（令和6年12月） 経済産業省:『製造業を巡る現状と課題 今後の政策の方向性』(2024年5月) 他

2024年 日本経済の総括

2024年の日本経済を俯瞰すると、持続的な物価上昇と賃上げの進展、金融政策の転換、世界経済の不透明感の中での成長模索といった特徴が見られました。

特に、円安の継続とエネルギー価格の高止まりが企業活動や家計に影響を及ぼした一方で、賃上げの動きが広がり、個人消費の底支えとなるといった構図が展開されました。

昨今、日本では食品やエネルギーを中心とした物価上昇が続いている、2024年もこの傾向が継続しました。円安や国際的な資源価格の変動、物流コストの上昇が価格転嫁の要因となり、これらを受けて企業の収益確保のための値上げが相次ぎました。

一方で、2024年の春闘では大企業を中心に大幅な賃上げが実施され、その流れが中小企業にも波及したもの、物価上昇が続く中で、可処分所得の増加は限定的だったため、消費拡大への効果は限定的であったと考えられます。

金融の面では、マイナス金利の解除が実施されました。低金利環境が終わり、金融機関の収益改善や円安は正への期待も高まりましたが、国際的な金利差の影響により、円安基調は大きく変わらず、輸入物価の上昇圧力は依然として強い状況が続きました。

本レポートでは、国内外で様々なリスクを抱える2024年の日本経済を総括し、2025年の経済予測と今後の景気の見通しについて解説していきます。

■ 2024年の実質GDP

2024年の実質GDP成長率は、0.4%と予測されています。民間消費、設備投資などの国内需要が底堅く推移したことから、景気の回復基調は維持される見込みです。

ただし、トランプ氏がアメリカ大統領に就任したことにより、その経済施策によっては下振れ要因となりえます。

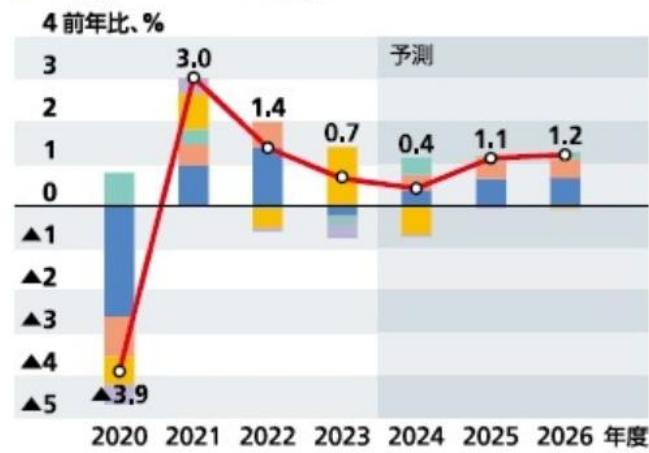
なお、最新の2024年7-9月期の実質GDP（2次速報値）は、前期比0.2%（年率0.9%）となり、2四半期連続のプラス成長となりました。

住宅投資、設備投資はわずかに減少したものの、所得税・住民税減税による可処分所得の増加を背景にした民間消費の伸びが押し上げ要因になったと考えられます。

■ 実質GDP成長率の推移

資料：内閣府経済社会総合研究所「四半期別GDP速報」

■ 実質GDP成長率の推移



出典：ニッセイ基礎研究所(2025年1月9日)

2025年 日本経済の見通し

■ 政府発表

2024年12月20日、内閣府が発表した「月例経済報告」内の「わが国経済の基調判断」には、下記の通り、日本経済の今後の見通しが示されています。

■「月例経済報告」の概要

景気は、一部に足踏みが残るもの、緩やかに回復している。

- 個人消費は、一部足踏みが残るもの、持ち直しの動きがみられる。
- 設備投資は、持ち直しの動きがみられる。
- 輸出は、おおむね横ばいとなっている。
- 生産は、横ばいとなっている。
- 企業収益は、総じてみれば改善しているが、テンポは緩やかになっている。
- 雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- 消費者物価は、このところ上昇している。

出典：内閣府月例経済報告（2024年12月20日）

経済の先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。

ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているとともに、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響にも十分注意する必要があります。

■ 政府施策基本態度

同じく2024年12月20日内閣発表の「月例経済報告」における、今後の政府経済政策の基本方針は、次のとおりです。

デフレ脱却を確かなものとするため、「経済あっての財政」との考え方立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。

なお政府は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を11月に閣議決定しました。経済対策の三本柱の内訳は、下記の通りです。

- (1) 日本経済・地方経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～
- (2) 物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～
- (3) 国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～

3 業界別の見通し

第1章、2章ではマクロ視点で日本経済を見てきましたが、本章では大きな変化と言えるトピックがある下記業種の2025年の先行きについてみていきます。

①自動車・自動車部品製造業

②建設業

③小売業

④情報通信（IT）業

■自動車・自動車部品製造業

自動車業界は、これまでに引き続き、ソフトウェア・デファインド・ビークル（SDV）と人工知能（AI）の動向が焦点となると見られています。

SDVとは、ソフトウェアによって車両の性能が変わる次世代車として、各社で開発が進められています。トヨタとNTTは、2024年10月に、AIを利用した自動運転の開発で提携することを発表しました。

両社はAI・通信基盤の開発に多額の予算を投じ、2025年から事業構築をスタートさせます。

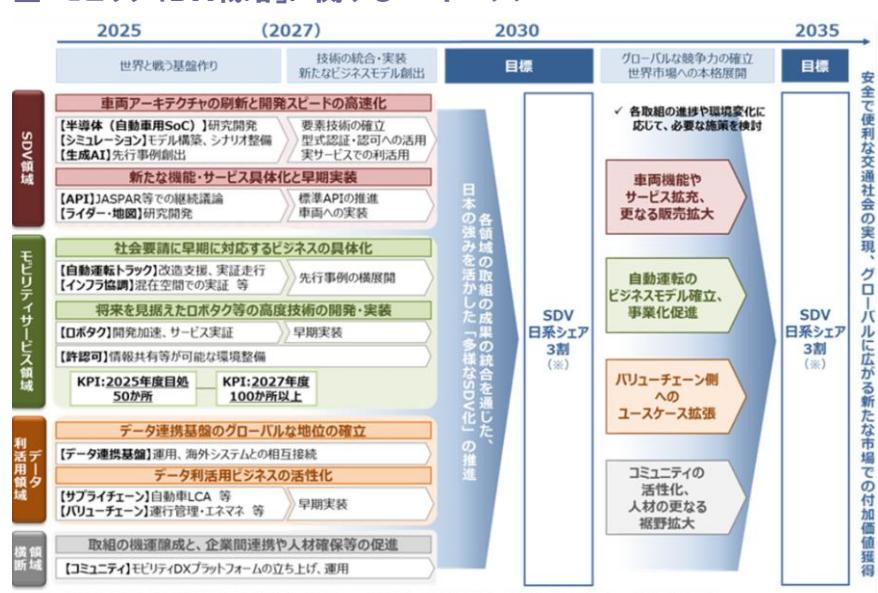
SDVによって、自動運転などの車の操縦性だけでなく、映画鑑賞などエンターテインメントの充実が図られるなど、ハードウェアとしての車だけでなくコンテンツとして側面を持つ複合的なビジネスモデルに転換する可能性があります。

すでにアメリカのテスラ社では、AIを搭載した「ロボタクシー（無人タクシー）」が公開されており、ラウンジのような車内環境とサービスを謳っています。

また中国でもロボタクシーが実用化されており、こうした状況下で、日本勢は出遅れを指摘されている状況です。

世界規模でEVの販売が徐々に下降する中、新たに拡大が見込まれるSDVやAI開発の分野での日本企業の巻き返しが注目されます。

経済産業省と国土交通省は、2024年5月に策定した「モビリティDX戦略」の中で、2030年のSDV市場における日系企業シェア3割を目標に掲げており、官民による国家戦略としての今後の取り組みがポイントとなります。



出所：経済産業省・国土交通省

4 日本経済を取り巻く海外経済の動向

■ 米国経済

(1) GDP成長率

米国の24年7-9月期の実質GDP成長率（以下、成長率）は、前期比年率+2.8%（前期：+3.0%）と前期から小幅に低下したものの、堅調を維持しました。

11月の大統領・議会選挙ではトランプ前大統領が再選を果たし、議会は上下院で共和党が過半数を確保したため、トランプ氏が掲げる政策公約が実現する可能性が高いと見られます。

トランプ氏は主な経済政策として、税制改革、関税引上げなどの通商政策、不法移民の強制送還などの移民政策、エネルギー分野をはじめとする規制緩和などを掲げていますが、税制改革や規制緩和が成長の押し上げ要因となる一方、関税の引上げや不法移民の強制送還が押し下げ要因となりえます。最終的な経済への影響はトランプ次期政権がどの政策をどこまで実行するのかによって大きく変化する可能性がありますが、今後の実質GDP成長率は、25年が+1.8%、26年が+1.5%と予想されています。

(2) 米国経済の見通し

先に触れた通りトランプ氏の動向が今後の米国経済に大きな影響を与えると考えられますが、政策の実現性は未だ不透明な部分が多い状況です。

まず米国の労働市場は以前から減速が続いている、今後も継続すると見られています。昨年10月の段階で労働需要の悪化は一段落したものの、求人倍率は22年3月の1.218万人をピークに低下基調が持続しており、足元の回復は一時的で今後も緩やかな低下が続く可能性が高いと見られます。

賃金上昇率も低下していますが、トランプ次期政権が大規模な不法移民の強制送還を実施する場合には建設業や農業、接客業で労働力不足が顕在化し、賃金上昇圧力が再び高まる可能性があります。個人消費は、減税政策が可処分所得の増加を通じて個人消費を下支えする一方で、関税引上げが低所得層を中心に増税と同様の影響を与える恐れがあり、また不法移民の強制送還に伴い不法移民の消費を喪失することもあって、個人消費が鈍化する可能性が考えられます。

■ 米国実質GDP成長率の推移



出所：ニッセイ基礎研究所

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:相続・事業承継対策 > サブジャンル:民法特例の活用

遺留分に関する民法特例制度

遺留分に関する民法の特例制度について教えてください。

経営承継円滑化法は、事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応等を総合的に支援する法律で、その中に遺留分に関する民法特例があります。

(1)経営承継円滑化法とは

経営承継円滑化法は、中小企業の円滑な事業承継を総合的に支援するための法律です。この法律では、事業承継を進める上で主な課題に対する4つの支援措置が設けられています。

| 「遺留分」に関する特例制度 | | 後継者が事業を継承する際の民法上の「遺留分」に関する特例制度があります。これにより、後継者が自社株式等を安定的に保有することが可能となります。 |
|--------------------|--|---|
| 事業承継時の「金融支援」 | 事業承継時に必要となる資金調達を支援する「金融支援」は、事業承継に伴う株式購入資金や事業用資産の買取資金などの確保を支援する制度です。 | |
| 税負担の軽減措置 | 事業承継税制による税負担の軽減措置があります。これは、後継者が事業用資産を引き継ぐ際の「相続税・贈与税の負担を軽減」する制度です。 | |
| 「所在不明株主」に関する会社法の特例 | 令和3年8月から、「所在不明株主に関する会社法特例の」が新設され、支援措置が拡充されています。これらの支援を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく認定を受ける必要があります。 | |

(2)遺留分に関する民法の特例

事業承継を円滑に進めるために設けられた経営承継円滑化法の「遺留分に関する民法の特例」では、先代経営者から後継者への事業承継において、以下の2つの特例措置を受けることができます。この特例措置を利用するには、遺留分権利者全員の「合意」が必要です。特例制度を活用することで、後継者は事業用資産を安定的に保有し、円滑な事業承継を実現できます。

| | |
|------|--|
| 除外合意 | 先代経営者の推定相続人全員の合意により、後継者が贈与を受けた自社株式や事業用資産の価額を、遺留分の計算から除外することができます。会社の場合は自社株式、個人事業者の場合は土地・建物・機械等の事業用資産が対象となります。この合意により、他の相続人からの遺留分の請求を防ぐことができます。 |
| 固定合意 | 自社株式に限り、遺留分を計算する際の価額を、贈与時の時価で固定することができます。これにより、将来株価が上昇しても遺留分の額は増加せず、相続時における想定外の遺留分請求を回避できます。ただし、合意時の株式価額については、税理士や公認会計士等の専門家による証明が必要です。 |

ジャンル:相続・事業承継対策 > サブジャンル:民法特例の活用

事業継承の付随合意について

事業を継承するにあたり、付随合意について解説してください。

付随合意とは、除外合意や固定合意を行う際に、推定相続人全員で合意する追加的な取り決めです。主に以下などがあります。

■付随合意とは

(1)後継者が承継する自社株式以外の財産を遺留分の対象から除外すること

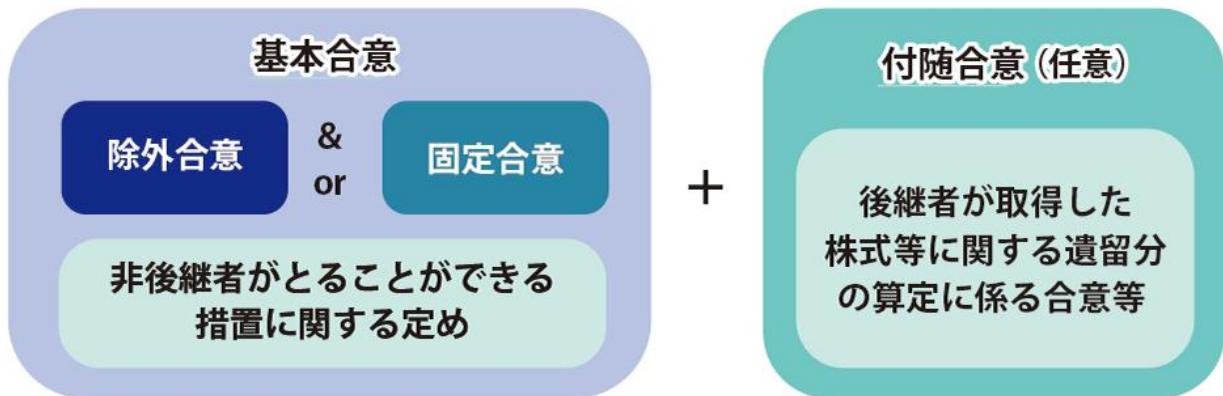
- 事業用の不動産
- 現預金など

(2)推定相続人の間の衝突を図るための措置

- 後継者から非後継者への金銭の支払い
- 後継者による現経営者の生活費や医療費の負担
- その他の代償的措置

(3)非後継者が現経営者から受けた贈与財産を遺留分の対象から除外すること

- 財産の種類や金額に制限はなく、自社株式でも他の財産でも可能



■付随合意のポイント

- 付随合意は、単独で成立せず、必ず除外合意や固定合意と併せて行う必要があります。
- 任意の合意であり、除外合意や固定合意を行う場合でも、必ずしも付随合意を行う必要はありません。